

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
根拠法令 及び条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第12条ただし書		
審査基準	☒ 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （特定農用地利用規程の有効期間） 第十二条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第二十三条第一項の認定を受けた日から起算して五年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業経営基盤強化促進法施行規則 （特定農用地利用規程の有効期間の延長承認申請手続） 第二十一条の二 令第十二条ただし書の特定農用地利用規程の延長の承認の申請は、同条ただし書の承認を受けようとする団体の代表者が、次に掲げる事項を記載した申請書に当該特定農用地利用規程に定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意が得られていることを証する書面を添えてしなければならない。 一 申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 二 延長の期間 三 特定農用地利用規程の有効期間を延長することを必要とする理由		
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	☐ 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） ☒ 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。